東広島市SDGs推進アドバイザー制度の実施に関する要綱

令和5年3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、SDGs未来都市東広島推進パートナー(以下、「パートナー」という。) のうち希望する者等に、専門的な指導や助言を行う者を東広島市SDGs推進アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)として派遣することを目的とする。

(登録)

- 第2条 市長は、次の各号のすべてに該当する者を、アドバイザーとして登録する。
 - (1) SDG s に関する専門的知識を有する者
 - (2) 企業、各種団体又は学校等におけるSDGsに資する助言指導又は講義等の実績のある者
 - (3) 次の事項のいずれにも該当しない者
 - イ 法令等に違反している者
 - ロ 市に納付すべき税を滞納している者
 - ハ 政治活動または宗教活動を目的としている者
 - ニ 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
 - ホ その他適当でないと市長が認める者

(登録の申請)

第3条 アドバイザーの登録を希望する者は、東広島市SDGs推進アドバイザー登録申請書(様式第1号)を市長に提出する。

(登録の承認)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、東広島市SDGs推進アドバイザー登録通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(公表)

第5条 市長は、アドバイザーの氏名、専門分野等を東広島市SDGs推進アドバイザー登録名簿 (様式第3号)に登載する。

(登録の取消し)

- 第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。
 - (1) アドバイザーが第2条の要件を満たさなくなったとき
 - (2) アドバイザーが要綱の趣旨に反する行為を行ったとき、又は、行うおそれがあると認められるとき
 - (3) アドバイザーから東広島市SDGs推進アドバイザー登録辞退届(様式第4号)の届出が

あったとき

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しを適当と認めたとき
- 2 市長は、アドバイザー登録を取り消した場合、東広島市SDGs推進アドバイザー登録取消通 知書(様式第5号)により当該アドバイザーに通知する。

(アドバイザーの業務等)

- 第7条 アドバイザーは、次条の規定により派遣が決定したパートナーについて、SDGsに資するアクションプラン作成等に関する支援を行う。
- 2 アドバイザーは、前号に掲げる業務を行う際、パートナーに対して営業活動等を行ってはならない。
- 3 アドバイザーは、SDGsに資する各種セミナー等に積極的に参加するなど、自己研鑽に努めるものとする。

(アドバイザーとの委託契約)

- 第8条 市長は、前条に掲げる業務を行うため、アドバイザー、又は、アドバイザーの所属する団 体等と当該業務に対する業務委託契約を別途締結することができる。
- 2 市長は、アドバイザーの派遣回数等に応じて委託料等を支払うものとする。

(派遣の対象等)

第9条 アドバイザー派遣の対象は、パートナーであって、SDG s に資する取組みに関するアクションプラン作成等に取り組むもののうち、市長が適当と認めるものとする。

(派遣等の申請)

- 第10条 アドバイザーの派遣を依頼するパートナー等(以下「依頼者」という。)は、東広島市 SDGs推進アドバイザー派遣申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、申請内容を適当と認める場合は、当該アドバイザーに対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、依頼者とアドバイザーとの間で派遣日程、内容等を調整するものとする。
- 3 派遣するアドバイザーは、原則1名とする。
- 4 市長は、アドバイザーの派遣を決定した場合には、東広島市SDGs推進アドバイザー派遣 (変更・中止)決定通知書(様式第7号)により、派遣するアドバイザーの氏名を依頼者に通知 するものとする。
- 5 派遣目的が不適切又は派遣日程の調整が出来ないなど、派遣することが適当でないと決定したときは、その旨を依頼者に通知する。
- 6 アドバイザーの派遣に当たっては、必要に応じ、市職員を同行させるものとする。

(派遣等の変更及び中止)

第11条 前条の規定により派遣の決定を受けたパートナーは、その活動を中止しようとするとき、 又

は次の各号に該当するときは、原則として変更(中止)をしようとする日の14日前までに、 東広島市 SDG s 推進アドバイザー派遣変更(中止)申請書(様式第8号)を政策推進監に提出するものとする。

- (1) アドバイザーの変更
- (2) アドバイザー派遣等の回数の変更
- (3) アドバイザー派遣内容の大幅な変更

(派遣の変更(中止)決定及び通知)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣の変更(中止)を 決定し、パートナー及びアドバイザーに通知する。

(実施報告書の提出)

- 第13条 アドバイザーの派遣を受けた依頼者は、派遣期間が終了した日から14日以内又は同年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに、東広島市SDGs推進アドバイザー派遣実施報告書(依頼者用)(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 依頼者に派遣されたアドバイザーは、派遣期間が終了した日から30日以内又は同年度の3月末日(3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)のいずれか早い日までに、東広島市SDGs推進アドバイザー派遣実施報告書(アドバイザー用) (様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第14条 アドバイザーは、指導及び助言により知り得た申請者の情報について、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。